

マレーシア金融経済のイスラム化

三木敏夫

メツカを示すナビが自動車につけられたように、近年のマレーシアにおけるイスラム化の動きには、目を見張るものがある。ASEANの先進国であるマレーシアやタイの物質的な豊かさをあらかず工業化と、その経済発展に研究の目が奪われてしまつのはしかたないが、その豊かさを支える文化的、宗教的、精神的活動も合わせて研究することにより、東アジア経済の実像が明白になる視点を見過ごしがちであった。

マレーシア経済の発展を支えたのは、外資主導型輸出志向工業化であったことには異論を挟む余地は少ない。同時に経済発展のエネルギーはブミプトラ政策（拙著『ASEAN先進経済論序説』現代図書参照）に支えられたマレーシア社会のイスラム化である。特に、1980年代初め政権の座についたマハティール前首相は、マレー人の支持と求心力を集めるために、ブミプトラ政策を積極的に進め、マレーシア式開発独裁を開始して以来、マレーシアのイスラム化とブミプトラ政策は二人三脚となった。2000年以来、国際的に急速に進むイスラム金融の発展は、マレーシアを中東諸国のイスラム諸国以上にそのインフラ整備が進んでいる。

進むイスラム金融制度の整備

イスラム金融の現代的発展は、1975年設立のドバイイスラム銀行に始まるとされている。この意味で、イスラム金融は新しい金融システムである。このシステムの基本はハラム（禁じる）にあり、具体的に盛利（ハリバー）の禁止、不確実なもの（ガラル）の禁止、投機（マイシール）の禁止にある。

マレーシアでイスラム金融が最初にあらわれたのは、1963年イスラムの5行（信仰の告白、メツカ巡礼、断食、喜捨、礼拝）の一つであるメツカ巡礼のための貯蓄銀行、イスラム巡礼基金（タブンハッジ）であるとされる。ドバイイスラム銀行より10年前後早くイスラム金融が芽生えた。1970年代に、サウジアラビアでイスラム開発銀行が設立されたが、同開発銀行はクルアーンの教えに沿った金融機関ではなかった。むしろ、原油価格高騰によるオイルダラーの活用を目的とするものであった。イスラムに従順であるとされる中東諸国ではなく、パキスタンやマレーシアでイスラム銀行の萌芽があったことは、現状のマレーシアを基軸に広がる

イスラム金融を理解する上で役立つ。

マレーシアでイスラム金融が発展する契機となったのは、マハティールが首相になった数年後の1983年にイスラム金融法が制定され、マレーシアイスラム銀行（BIMB）が設立されたことである。その後、イスラム金融サービスは1993年にさらに拡大され、一般金融機関によるイスラム窓口（口座）が開設され、非ムスレムにもイスラム金融機関が利用できるようになった。また、1994年にイスラム銀行間通貨市場（EIBMM）が整備されるとともに、1996年透明性を確保するためにイスラム銀行の財務公開が開始された。アジア通貨危機後の金融機関再編成の過程で、1999年第二番目のイスラム銀行としてバンクムラマラマレーシア（BMM）が、ブミプトラ銀行と商業銀行（BOCB）の合併によるスピントフにより設立された。この結果、現在イスラム金融法の下、マレーシアのイスラム銀行は11行あり、また、SPM（マレーシアイスラム計画）のもと8行がイスラム金融サービスに従事している。

マレーシア政府債の起債

マレーシア政府は、イスラム金融市場を育成するため1983年に政府投資法（GIA）による政府イスラム債（GII）を発行し、無利子で起債を行い、政府主導によりイスラム金融市場の整備が進められている。

GIIは金融機関などで購入され、政府が国益にかなった開発プロジェクトを実施するために使われる。政府はGIIの満期に、資金提供

者に投資資金（原資）を返却し、原資に見合った報酬（リターン）を政府の裁量のもとで支払われる。すなわち利益分配（PS）を基にしたムダーハバ形態によるイスラム債（スクーク）であり、2001年再びGIEIが起債され、イスラム金融市場発展の原動力となっている。2001年には政府が競争的購入価格を提示し、これへの参加金融機関がGIEIを購入すると、政府は名目価格に等しい価格で、GIEI購入した金融機関から買い戻す。その決済はGIEIの満期ないし特定約定日に行われる。この売買価格の差額がGIEI購入者の利潤をあらわし、購入価格は政府により保証される。

GIEIにみるようにマレーシアのイスラム金融とりわけスクークの発展は、政府によるサポートによるところが大きいことに大きな特徴がある。多様な所有形態を認めるイスラム経済におけるイスラム金融は、常に、政府による支援を前提として成り立っている。

2001年にマレーシア政府は「金融部門マスタープラン」を発表し、その第5章（イスラム銀行・保険）において、2010年までに銀行部門のイスラム金融資産を、全金融資産の20%とすると明記した。また、証券委員会（SII）による「資本市場マスタープラン」における六つの基本戦略の一つとして、マレーシアを国際的なイスラム資本市場センターに育てると謳っている。この線に沿って、中東のバーレーンとともに、マレーシアをアジアのまた国際的なイスラム金融市場に押し上げる努力を行っている。この努力は2006年のイスラム金融セ

クター構想となった。2003年バンクネガラは、「イスラム金融の自由化」構想を発表し、外国銀行へのイスラム銀行ライセンス発給（当時の発表では3行まで）を明らかにした。現在、クウェートのファイナンスハウス、サウジアラビアのアルラジグループ、アジアンファイナンス銀行（カタール）の3行が外資系イスラム金融銀行としてサービスを行っている。

イスラム金融機関の発展は、「マレーシアらしく」閉鎖的ではなく、外資にも100%開放しているとともに、一般銀行にもイスラム窓口と普通窓口を設けることを許可し、利用者の利便性を高め、排他的でないところに大きな特徴がある。また、イスラム窓口の大半の利用者が非ムスレム（中国人）である。

イスラム金融発展の背景を探る

バーレーンなどの中東諸国以上にマレーシアでイスラム金融が発展している要因として次の三点が指摘できる。第一に、1960年代初めにタブンハッジが設立されたように、マレー人ムスレムの宗教心の熱さが、世俗（一般）銀行がとる利子に対する嫌悪感と敬遠が指摘できる。倫理を欠いたマネーゲームが原則である資本主義経済の持つ拝金主義への批判とも取れる。第二に、1980年のイランイスラム革命に代表されるように、国際的なイスラム帰還現象が指摘できる。マレーシアでは同革命後、スカーフ（トドン）をかぶる女性が増加した。マレー人女性の伝統衣装への回帰は、イスラムとマレー文化の主張でもある。第三に、マハ

ティール前首相の下、マレーシア式開発独裁を推し進める際、マレー人の求心力と支持を集めるため、プミプトラとイスラムが利用されたことである。1980年代、モスクの建設が積極的に行われ、マレー文化「イスラム化」の図式が形成され、マレーシア社会の前面にイスラムが現れこととなり、これがプミプトラ政策を支えることとなった。また、更迭されたアンワール前副首相はイスラム青年同盟議長であった。

イスラム化とプミプトラ政策

マレーシアのイスラム化が進展する中で、特筆することは、プミプトラ政策とイスラム化が密接な関係を有していることである。ASEANの先進国としてもう少しで先進国入りに手が届くための大きな障害は、プミプトラ政策である。同政策は1990年代に入り、各分野において弾力的な運営が行われているが、プミプトラ資本所有比率30%原則は、一時棚上げされたが、その後、現在に至るまで、同政策のシンボルとして掲げられ、廃止される兆候はみられない。マレーシアにとって、民族融和を掲げ「国らしく」するためには、いつ、どの段階で、同政策を「安楽死」させるかにある。しかし、マレーシア政府の意図に反して、マレー人の中には、プミプトラとしての既得権を暗黙裡のうちに主張している。また、プミプトラマイノリティを解決しなければいけない。このような状況をみるにつけ、経済的には豊かになったが、プミプトラ政策を廃止し、「国らしく」するにはまだまだ時間がかかると考える。

中国・貧困化する “失地農民”

近年、中国では農地を失う農民の増加が新たな社会問題となっている。いわゆる“失地農民”は已に四、〇〇〇万人を超え、更に年二〇〇万人規模で増加しているという。

農村から都市への労働力の移動は、一般には所得水準の向上を意味するものであるが、中国の場合は“失地農民”の貧困化という現象をもたらしているようである。中国社会科学院の調査（二〇〇七年）によれば、経済発展の遅れている西南のある省では彼等の二四・八%が絶対貧困層（一人当り年収六八元以下）に転落しているという（『農民日報』08.3.10）。



農地を失った農民の貧困化には様々な要因があるが、その一つに挙げられるのが農業（農村）と非農業（都市）を峻別する戸籍制度である。都市戸籍のない農民労働者（農民工）の都市での正規の就業には困難が伴う。金融業やサービス業ではもちろん、製造業や建設業でも差別は残されたままである。

彼等は就業面ばかりでなく子供の教育や社会保障面でも不利な立場にある。現状の社会保障制度はそのほとん

どが戸籍制度と一体化しているため、農民労働者は都市住民と同様の社会保障が享受できない。一般の出稼農民でも病気（労災）や失業は大きな痛手であるが、最低生活を保障してくれるはずの農地を持たない“失地農民”にとっては致命的である。問題の解決には社会保障の根底にある戸籍制度を改める必要がある。

貧困化の第二の要因は農地収用の補償水準が低すぎることにある。「土地管理法」（一九八七年施行）では、収用された農地の収用前三年間の平均生産額が補償基準となっているが、この農産物価格を基準とした補償水準が低すぎたうえ、それが二〇年間も改められていないのである。

“失地農民”貧困化のもう一つの要因には“以租代徴”という農地の違法収用がある。それは、地方政府（村民委員会など）が農家の請負っている農地を逆租借し、転用申請をせずに開発業者に転売する実質的な農地収用行為である。転売価格交渉は農地所有権者の村と業者間で行われ、使用権者である農家には最高でも農産物補償しか行われない。河南省蘭考県の例では農家補償が一ムー当り四万七、七〇〇元で、転売価格は五〇万円であったという（『人民日報』08.1.25）。

“以租代徴”の背景にあるのは、年々厳しくなりつつある農地転用審査と地方政府の財政難であるが、このような実質的な農地の強制収用は、“失地農民”を増加させるばかりでなく、一・二億haを死守しようとする国家の基本農田政策を危くするものでもある。

（小林熙直 アジア研究所教授）

しかし、プミブトラ政策がマレー文化を基礎としたイスラムと関係しており、イスラム化の流れの中でプミブトラ政策がイスラムに埋没する可能性を持っている。マレー人の間には「イスラム国家」に向けた流れができてつつある。その顕著なものが金融部門のイスラム化である。同政策を埋没させることにより、プミブトラマインリテイを特別な問題とする必要性がなくなり、一般的な経済・所得格差とする欧米諸国と同じ貧困対策や福祉政策となる。

イスラムでは私有制度を前提としながらソーシャルネットワークを拡大採用することにより、弱者救済はクルアーンの教えにかなったことである。残された問題は、マレー人、中国人、インド人の三民族間の経済格差を経済発展の過程で吸収し、いかに「国家らしく」するかにあり、その力量がマレー人に問われている。

最後にマレーシアのイスラム化は国際経済にとつて脅威とはならない。イスラム経済は多様な私有制を前提とした市場経済を是認し、金融商品の多様化を促進している。社会主義運動の中で飛び跳ねた暴力至上主義のグループと社会主義が結びつかないように、精神的活動であるイスラムとテロは異質なものであることを理解する必要があるだろう。

（みきとしお・札幌学院大学教授）

前号（129号）に、誤りがありましたので訂正してお詫び申し上げます。

目次「アジアの窓」

誤 野副伸一 正 石川幸一